【初回接種用（1・2回目）】クーポン券（接種券）発行申請書（新型コロナウイルス感染症）

令和　　年　　月　　日

渋谷区長　様

申請者

住所

電話番号

被接種者との続柄　　□本人　□同居の親族

□その他（　　　　）

下記のとおり、クーポン券の発行を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被接種者 | ふりがな |  |
| 氏名 | □申請者と同じ |  |
| 住民票に記載の住所 | □申請者と同じ | 〒 |
| 生年月日 | 　　　　　　　年　　　　　　　　　　月　　　　　　　　　　日 |
| 接種状況 | □未接種　□１回接種済　 |
| 申請理由 | □区内転居　□転入　□クーポン券の紛失、滅失　□クーポン券の破損 □住民票等に記載がない※１　**□**DV、ストーカー行為等被害者※２□クーポン券が届かない　□その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 送付先住所 | □申請者と同じ□被接種者と同じ | 〒 |
| 送付先氏名 | □申請者と同じ□被接種者と同じ |  |
| 申請理由が「転入」の場合は、以下もご記入ください。 |
| 前のクーポン券が発券された市区町村 | 　　　　　　　　　都道　　　　　　　　　　　市区　　　　　　　　　府県　　　　　　　　　　　町村 |

**※１ 接種当日、会場で本人確認できる書類がない場合、ワクチン接種を受けられません。該当される方はチェックした上、区の担当にご連絡ください。**

**また、国内滞在期間が3か月以下の外国人の方にはクーポン券（接種券）を発行できません。**

※２ 加害者の手元に既に届いている場合は、クーポン券番号により、接種日時が知られてしまう可能性があるため、番号を変えて再発行します。該当される方は必ずチェックしてくだい。（この情報は、今回のクーポン券再発行手続き以外には使用いたしません）

**クーポン券の再発行申請ができる場合**

1. クーポン券を紛失、滅失、破損等した場合
2. R3.7.1以降、渋谷区に転入または区内転居した場合
3. クーポン券が届かない場合
4. 住民票及び戸籍に記載がない場合
5. 「予診のみ」を2回使った場合
6. 住民票または戸籍に登録がない等の事情があり、市区町村からクーポン券の発行を受けることができない

場合

（例）DV、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者、外交官等の住民基本台帳に

記載のない外国人、ホームレス等

1. 国外転出しており、日本国内に一時帰国している場合

※なお、被接種者本人もしくは代理人による送付先住所変更も同書式をご利用ください。

**※接種当日の会場にて、本人確認のできる書類をお持ちください**

例：マイナンバー、顔写真付き公的証明証、健康保険証、介護保険証、パスポート、在留カード、

特別永住者証明書、身体障がい者手帳

【電子申請】

詳しくは渋谷区公式HPをご覧ください。

電子申請はこちらのQRコードをお読み取りください。

（東京都共同電子申請・届出サービス）

（）

**【郵送申請の場合の送付先】**

〒１７１－００１４

東京都豊島区池袋２－６５－１８　池袋WESTビル３F

「渋谷区新型コロナウイルスワクチン事務センター」係

上記住所へ送付をお願いいたします。

**【渋谷区コロナウイルスワクチン接種に関するコールセンター】**

０１２０－０４５－４０５　　※8時30分～18時